



新宮市告示第102号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の別図1に示す字の区域を変更し、別図2に示す町の区域を新たに画する。

この字の区域の変更及び町の区域の新設は、平成20年2月1日からその効力を生じるものとする。

平成19年12月4日

新宮市長 佐藤 春 陽



記

町の区域及び町名

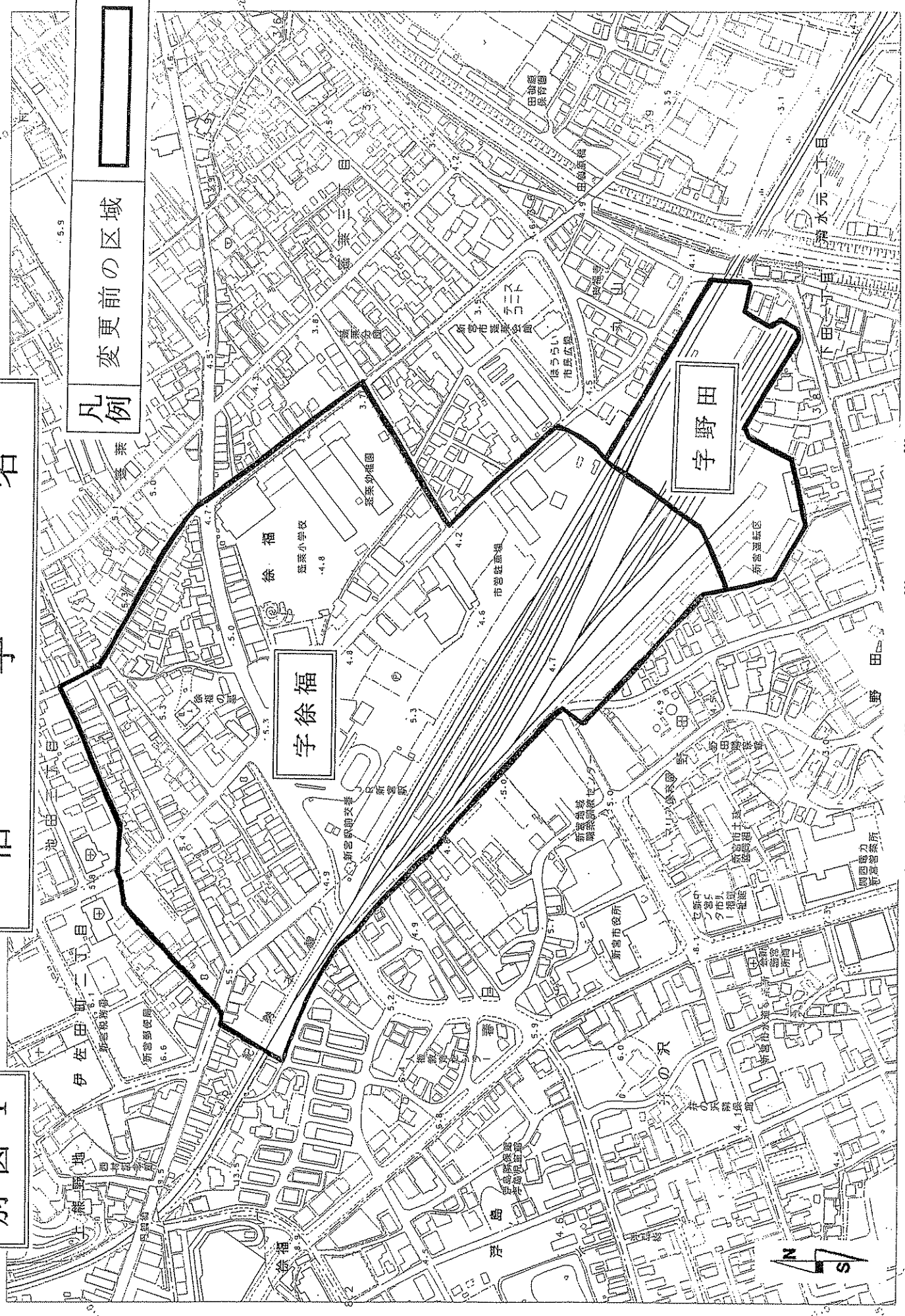
変更する字の区域（別図1）	新たに画する町の区域（別図2）	
	区 域	名 称
新宮市新宮字徐福の一部	左の区域	じよふくいつちようめ 徐福一丁目
新宮市新宮字徐福の一部、同字野田の一部	左の区域	じよふくにちようめ 徐福二丁目

# 旧字名

## 別図1

凡例

変更前の区域



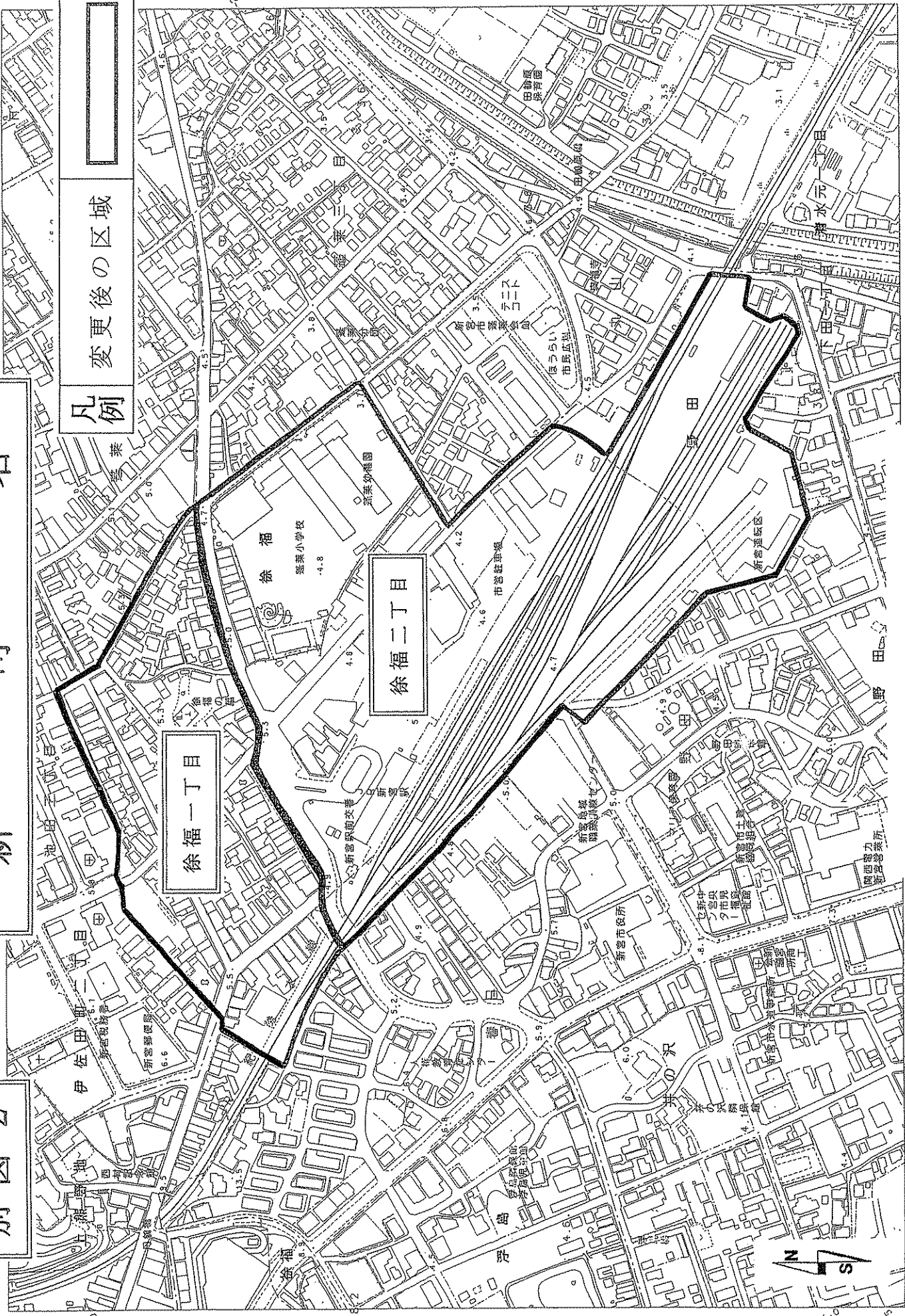
0 50 100 200 300 m

# 新町名

## 別図 2

凡例

変更後の区域



徐福一丁目

徐福二丁目

0 50 100 200 300 m

